

会議名	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 火曜日グループ(要旨)		
日時	平成19年6月12日(火) 午後6時30分~9時30分	場所	市役所東館8階 805会議室
出席者	月曜日グループ 2名(佐々木、米田)		
	職員 1名(和田)		
内 容			
<p>提言するために、今後、議論を深める必要がある項目について火曜日グループで討議を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称は「西宮市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」とする。 2. 本条例は自治基本条例ではないので、基本原則(2) は削除する。 3. 「ただし、西宮市情報公開条例や個人情報保護条例で非公開と定められている情報については公表しない」旨を追加表示する。 4. (1) 法人その他の団体を市民に含める。 (2)(3)「利害関係者」と表現をせず、原案通り「当該事案について市の機関が認める者とする。これ以外に適当な表現がない。市の機関の裁量が広がるのは、この場合は止むを得ない。 5. 6. 盛り込むべきである。事業者もこの条例に積極的に参加させたい。 7. 4.1(1) 市民参画手続を行うべき事項 はこの範囲(表現)でよい。 (2)市民参画手続を行わなくてよい事項 に関しては、「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの」を追加する。そもそも、公共料金値上げに関するものは行政が十分説明しても、市民の合意が得られにくい。 8. 第3次総合計画、行政経営改革基本計画、新環境計画、地域福祉計画、産業振興計画、農業振興計画、水道ビジョン、都市計画に関する基本方針等 9. 前述7のとおり。 10. 「意見提出手続」は、必ず実施すべきである。 11. 国の基準(趣旨)より厳しくなる場合は、「意見提出手続」を行ったほうがよい。 12. 「委員の構成については、男女共同参画プランの男女比率に配慮して定めるものとする」旨を追加表示する。 13. 30人程度が適当では? (ハードルを低くしないと提案意欲を損なう) 14. プレゼンテーション実施後、原則として2週間以内に結果を通知する。(遅れる場合は、理由を 			

付して提案者に連絡する) 不服がある場合の審議機関は設けず、提案者に対し、修正して再提案するようアドバイスにつとめる。

15. 先に火曜日グループが提案した「市民政策提案制度フローチャート」による。

16. 特に、提案者の氏名・住所を公表する必要性はない。

17. ・市がテーマを提示し、懸賞論文的な手法で市民から政策提言を募集する。

・市または市民が「市民政策提案組織」(市民委員会やNPO)を設立し、参加市民が討議して政策提言を行う。

18. 投票有資格者総数の10分の1以上の賛同者があった場合に、住民投票を実施する。

19. 年齢満18歳以上の住民を投票有資格者とする。

20. 第三者機関については、年齢満18歳以上の者を委員に委嘱または任命し、定数は18人以内、公募による市民委員は委員総数の3分の1以上とする。2年任期で再選は3期まで認める。(現行指針の改定を要す)

21. 他に検討機関がないため、当該機関で検討し解決に努める。

22. 地区市民協議会は、小学校区単位で設置された、各自治会の代表者及び関係団体地区役員が参加するラウンドテーブル的(横断的)な組織であり

・市や地区役員間の連絡調整、情報交換、協働を推進する役目を担う。

・地区の課題を見出してその改善に努め、住民が助け合う地域集団をめざす。

・地区住民の交流を促進し、福祉と生活環境の向上及び安全な生活の確保を図る。

23. 単位自治会会長、関係団体()地区役員、市職員

24. ・地区担当の市職員が会議に参加し、市と住民間の連絡調整や情報交換を行い、実情把握と相互理解を深めることにより、施策の推進、要望の聴取及び地区課題の解決につなげる。

・市や公益活動組織・団体との協働と自主的な住民活動への行政支援により、コミュニティ活動の活性化を図り、「住みよいまちづくり」を推進する。

25. 具体的な設立要件については他の地区市民協議会(例えば岸和田市)の資料を参考にして定める。